

時事新報定價

時事新報定價  
 一年三百六十五日一日休刊其代價  
 送料廣告料ハ左ノ如シ  
 一號三個月前金五十圓 三箇月前金二箇月前金三箇  
 月前金六箇  
 一號三個月前金五十圓 三箇月前金二箇月前金三箇  
 月前金六箇  
 一號三個月前金五十圓 三箇月前金二箇月前金三箇  
 月前金六箇  
 一號三個月前金五十圓 三箇月前金二箇月前金三箇  
 月前金六箇

時事新報廣告料前金

一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行
一行	一行	一行	一行	一行	一行

時事新報

東京府高等女學校

東京府高等女學校  
 東京府は昨年十二月二十八日の府令を以て東京府高等女學校と京橋區南小田原町に設置し校則を定め校長を隈み清枝の準備も昨今より大半整ひたるよしなれば開校の日は近きなる可し女子教育の事に關しては我輩聊々論議なきに非ざれば序ながら記して讀者に賢さんと欲するなり

女子の學問教育を盛なすは我輩の賛成する所されども男女の性質習慣を異にするに拘はらず強ひて之を同一の門に入れんとするは固より難きのみならず尙ほ其如きも於ては更に論ずる所なきを得ず抑も學校の教育は智識を磨き就業の才を作るが爲め大切なりと雖も品行徳操を修むるの目的を達せんとするには其進路を緩よして容易に實効を見る可らざるの常あれば德育の事は別な方法を設けて講堂の授業は専ら智學の科を主とするの外ある可らず或は學校の教として間接には生徒の徳意性を防ぎ又その勇氣節操を養ふ足る可きものもあらざれば直接人徳の模範爲り品性行を進むる責任は智學を専らする教師其人より求む可らざるや明なり特婦人の徳に尙ふ所は男子の如くならずして徳義の静態に屬する部分多ければ専ら温良貞實謙遜淑順の資を重んじて彼の剛毅勇活潑果敢と云ふ徳の點に關するものは唯男子に相應し可きのみ故に今公共の學校に假令へ德育の備ありとするも静態の徳を重しとする妙齡の女子を其講堂の中驅り以て有徳の淑女を作らんとするの希望は或は空しくらざるを得ず我輩の特疑を存する所あり女子師範學校の如きは専ら學校教師たる演進の女學生を養ふ所にして國中の初等教育を盛ならしむるが爲めには大切なる可し又女子師範學校は其目的眞なればも智學の一方を旨として手工技藝を授け婦女子をして衣食の途を就しめんとするには必要なる機關なれば抑も一家の内君と爲り慈母と爲り實業家として子女を養育し家計を管へる層出納の便、衣食履の便を司る有徳の婦人が集して公共の學校の門に出づ可き事從前の實例を據れば先づ福なりと云はざるを得ず講堂に師弟相対して人倫道徳の訓を授け至るを尋ねば亦方々の情相通じて無事無事の意の爲るべし

から講堂起居、寄宿舎雜住の結果として女生徒の徳性は静態より動態に移り起居動作の活潑なる男子と異なりと云へり我輩は女子教育の必要を信する者に於て殊に日本の婦人は徳義の徳性多量富むの代りに大切なる智育に至りては千百年來全く度外にしたるゝと云はれば今日その教育を盛よして知識の足らざる所を補ふの工風は誠然たる可しと雖も世の女子教育を論ずる人が女學校は智育の門に止まらずして徳性養成の地たる可しと云ふに於ては議論は兎も角も實際は如何にして其目的を達す可きや或はざるを得ず故に始より女子の學校教育は智育専門の府と爲し女徳の養成は學校の門に於てせずして他の方法に依頼するも却て實際に効ある可しと我輩の信する所あり東京府の設置したる女學校は其校則に示すが如く一優良にして有用なる婦女を教育し兼て又教育を重視する女子の爲めに必須の學科を教授するの目的なれば其校の盛否は都下妙齡の女子の爲めに今後の關係少しと云ふべからず而して其旨とする所は學校教育を以て智育一方の用と供せんとする者なるや或は又然らずして女徳養成の手段なるか我輩ふれを知らずと雖も開校後の實際に注目し或は他日再び德育の事を記して大方の教を乞ふとある可し

啓名 御 置  
 明治二十二年 內閣總理大臣伯爵黑田清隆  
 一月十九日  
 勅令第四號  
 明治十九年(十二月)勅令第八十四號札幌農學校官制中左ノ通改正ス  
 第六條 教授八人委任トス生徒ノ教授ヲ掌ル  
 勅令第四號參照  
 勅令第八十四號札幌農學校官制(明治十九年十二月二十八日)抄録  
 第六條 教授二人委任トス生徒ノ教授ヲ掌ル  
 勅令第四號參照  
 勅令第八十四號札幌農學校官制(明治十九年十二月二十八日)抄録  
 一月二十一日 農商務大臣伯爵井上馨  
 一月二十一日  
 一月二十一日  
 一月二十一日

農商務大臣伯爵井上馨  
 一月二十一日  
 一月二十一日  
 一月二十一日  
 一月二十一日

岡山縣大庭郡長正八位 上村 行業  
 大審院刑部第一局長 尾崎 忠治  
 元老院議長 小畑 美稻  
 大審院評定官 西岡 隆明  
 大審院評定官 中村 吉直  
 大審院評定官 原田 元嘉  
 元老院議官 森山 種成  
 元老院議官 森山 茂  
 橋口 兼三  
 南内 斐男  
 紀道  
 新谷英太郎  
 富井 政章  
 尾崎 隆明  
 中村 吉直  
 原田 元嘉  
 森山 種成  
 森山 茂

如し之に反てて  
 ものあり一偶を  
 棄去せし時の如  
 油を汲して後  
 の間に死者の軍  
 施行の事あり及  
 を雇ひ人民を  
 來り吊するもの  
 クリー、菓子  
 の期日は遠す  
 て翌日白骨の一  
 ムメナ河の下  
 弗を要したり  
 裁判上の事  
 裁判官あり代  
 べて裁判上の  
 人を逮捕する  
 ひるの事は死  
 捕縛せんとす  
 の代りに其家  
 は其代人を本  
 るが故に罪人  
 に苦むを傍觀  
 と云ふ  
 十日 伯は淺間  
 後一行及び松  
 松本も赴き深  
 地の有志者が  
 みしが來會者  
 十一日 午前六  
 り疾風砂塵を  
 尻より午後二  
 招きて懇親會  
 十二日 午前  
 町の松亭に投  
 士親老伯の  
 十三日 甲府  
 諸氏が發起  
 望仙閣に開  
 招に応じて陸  
 たり  
 十四日 午前  
 尋ねて其城  
 の志士が催せ  
 の暇なきより  
 就き午後二時  
 津に至り同地  
 及び駿州より  
 氏は英敏の士  
 來馳を喜び  
 十五日 午前  
 とする用岸高  
 早く已ら

○運轉事情 暹羅國と我國との間に修好通商條約の批准を終りたるは昨年一月廿日にして此より我國人が通商貿易の道を開き盛んに有無を交換せんとするは先づ第一該地の事情を知るが上にも知らん事ふる願はしけれ時事新報は常此等注意して報道を怠らずと雖も茲に又暹羅國駐在合衆國公使チャイルド氏の中なる國に歸りて再び任所に赴むの途次此程或る人々物語れる所を掲げて讀者の一覽に供すべし  
 葬送の事 過日の紙上に暹羅國進歩の中々侮るべからざる事實を掲げたるがチャイルド氏も「暹羅は實奇國にして其風俗は吾々歐米人の驚愕堪へざるもの少うらざれば人民開化の度は甚高し只だ東洋の文明は西洋の文明に比して其色を異する所多きが故に其異なる所を見て土人一般に自國の風俗を野蠻風と誤信するもの多し」云々と云へり餘事は併せて暹羅國風習中の最も外人をして奇を感せしむるもの一は死體取片の事はなり死者の親戚若くは朋友の内より米銀拾んと四弗相當の火葬料を贈出す時は通常の葬式即ち火葬と並び差支なければ假令一生涯一度の大禮なればとて僅か此金頼るも得る事は能はざる貴民はワツトと稱する一種の堂宇へ死體を送りて以て葬送を終るの例あり而して此ワツトは首府曼谷其他の都會に必ず一箇所づつ設けありて三面に垣を繞らし一面を入口あるのみ扉根なく地板もなく堂宇と云ふは只だ名のみの中へ死體を捨つる事なれば四邊の樹木を最も鬱乎たらしむる程の鴉は今やくと待たるに於て葬送の人数去るや否や直ち下りし始めは目を啄き口を啄き漸々身體に及びして終に吸み盡されば止まず此れ即ち貴民共同の死體棄揚にして死者ある毎に必ず此所に持ち運ぶが故に新舊枯骨の累々として丘を築き粉々をまて算を算したる其有様は目に慣れ耳に慣れたる土地の人は兎も角も外人の始めて之を窺ふものは足未だ境内に入らざるに秋風は情を吹いて陰鬼の哭するが如く春雨は地を打て饑渴の聲を響かせるべく況んや境内に入る時は奇を好むの情欲心に刺せられて僅か一目するのみ早々走り出て歸るものもある事稀なり左れば例式を具へて火葬する能はざる貴民の爲り國王が左る法を設けたるは此上なきを思ふなりと喜び居る者の

○運轉事情 暹羅國と我國との間に修好通商條約の批准を終りたるは昨年一月廿日にして此より我國人が通商貿易の道を開き盛んに有無を交換せんとするは先づ第一該地の事情を知るが上にも知らん事ふる願はしけれ時事新報は常此等注意して報道を怠らずと雖も茲に又暹羅國駐在合衆國公使チャイルド氏の中なる國に歸りて再び任所に赴むの途次此程或る人々物語れる所を掲げて讀者の一覽に供すべし  
 葬送の事 過日の紙上に暹羅國進歩の中々侮るべからざる事實を掲げたるがチャイルド氏も「暹羅は實奇國にして其風俗は吾々歐米人の驚愕堪へざるもの少うらざれば人民開化の度は甚高し只だ東洋の文明は西洋の文明に比して其色を異する所多きが故に其異なる所を見て土人一般に自國の風俗を野蠻風と誤信するもの多し」云々と云へり餘事は併せて暹羅國風習中の最も外人をして奇を感せしむるもの一は死體取片の事はなり死者の親戚若くは朋友の内より米銀拾んと四弗相當の火葬料を贈出す時は通常の葬式即ち火葬と並び差支なければ假令一生涯一度の大禮なればとて僅か此金頼るも得る事は能はざる貴民はワツトと稱する一種の堂宇へ死體を送りて以て葬送を終るの例あり而して此ワツトは首府曼谷其他の都會に必ず一箇所づつ設けありて三面に垣を繞らし一面を入口あるのみ扉根なく地板もなく堂宇と云ふは只だ名のみの中へ死體を捨つる事なれば四邊の樹木を最も鬱乎たらしむる程の鴉は今やくと待たるに於て葬送の人数去るや否や直ち下りし始めは目を啄き口を啄き漸々身體に及びして終に吸み盡されば止まず此れ即ち貴民共同の死體棄揚にして死者ある毎に必ず此所に持ち運ぶが故に新舊枯骨の累々として丘を築き粉々をまて算を算したる其有様は目に慣れ耳に慣れたる土地の人は兎も角も外人の始めて之を窺ふものは足未だ境内に入らざるに秋風は情を吹いて陰鬼の哭するが如く春雨は地を打て饑渴の聲を響かせるべく況んや境内に入る時は奇を好むの情欲心に刺せられて僅か一目するのみ早々走り出て歸るものもある事稀なり左れば例式を具へて火葬する能はざる貴民の爲り國王が左る法を設けたるは此上なきを思ふなりと喜び居る者の